

2019年8月吉日

お客様各位

株式会社リロケーション・インターナショナル

## 消費税法改正に関するお知らせ（更新）

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費税法改正により、2019年10月1日から消費税率10%への引き上げが予定されております。当社における消費税の取扱いにつきまして、下記のとおりお知らせします。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 当社に建物管理等を委託しているオーナーの皆様

消費税の新税率（10%）が適用となる時期は以下のとおりです。

項目		新税率（10%）適用	
初期手数料	管理事務手数料、各種保証料など	契約の開始月	2019年10月以降
毎月手数料	月額管理料、送金手数料など	対象の賃料月	
更新手数料	更新手数料、再契約手数料など	新契約開始月	
工事代金	ハウスクリーニング代金など	施工の完了月	
その他	納税代行サービス料など	役務の提供月	

#### 2. 当社管理の建物に入居している入居者の皆様（借主）

消費税の新税率（10%）が適用となる時期は以下のとおりです。

項目		新税率（10%）適用	
毎月手数料	家賃引落サービス料	対象の引落月	2019年10月以降
その他	各種手数料	役務の提供月	

#### 3. お問い合わせ窓口

本件に関するお問い合わせは、以下窓口へご連絡ください。

東京本社 管理ユニット	TEL : 03-5312-8737 E-mail : relo-kan@relo.jp	9 : 00 ~ 18 : 00 ※日祝・年末年始を除く
大阪支店 大阪管理ユニット	TEL : 06-6342-7894 E-mail : life-support1@relo.jp	
名古屋営業所	TEL : 052-950-3267 E-mail : h-nagoya@relo.jp	

以上